

変更前

1. 優先交渉権者の選定方法

(1) 本審査基準の位置づけ

本審査基準は、豊中市（以下、「本市」という。）が豊中市立（仮称）南校建設事業（以下、「本事業」という。）の実施にあたって行う、公募型プロポーザル方式による優先交渉権者の選定方法及び審査における評価基準等を示すものです。

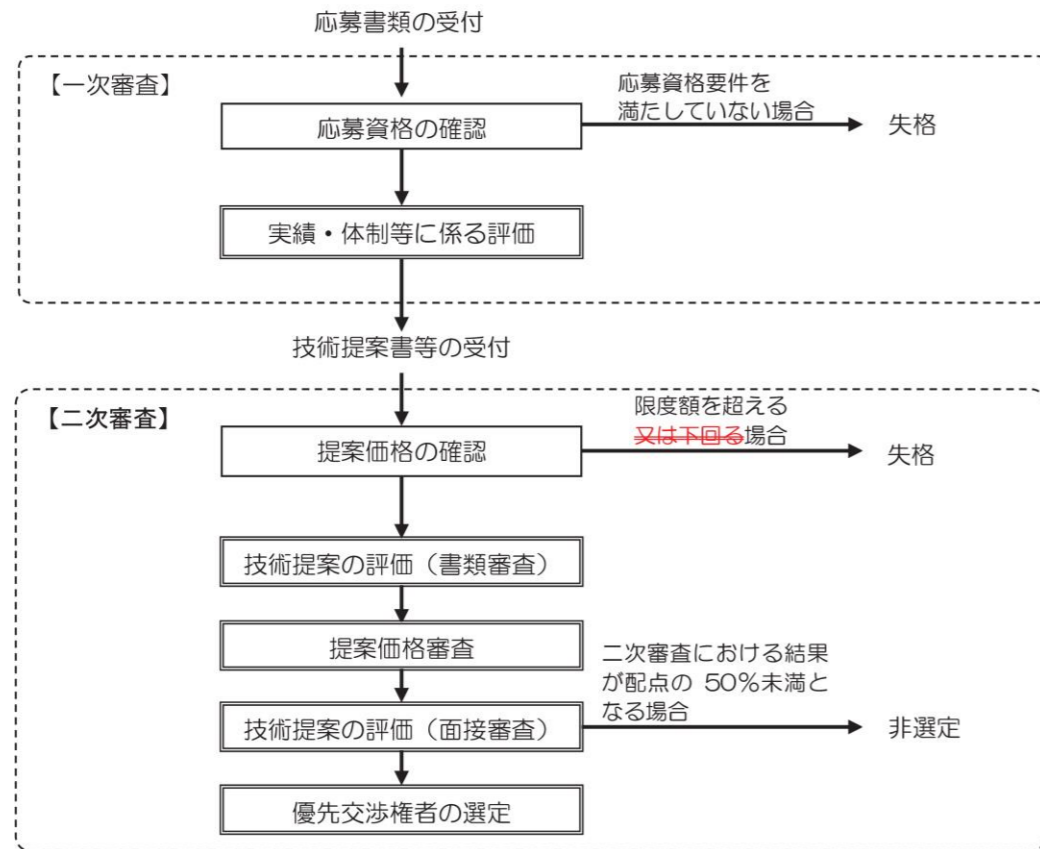
(2) 事業者選定委員会の設置

事業者選定の審査については、外部委員で構成する事業者選定委員会を設置し、一次審査（書類審査）及び二次審査（書類審査及び面接審査）において審査を行い、優先交渉権者及び次点候補者を選定します。

(3) 審査の流れ

審査は、次のとおり実施し、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た事業者を優先交渉権者として選定します。

ただし、二次審査における結果が配点の50%未満（75点未満）となる提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者及び次点候補者として選定しません。



【凡例】



変更後

1. 優先交渉権者の選定方法

(1) 本審査基準の位置づけ

本審査基準は、豊中市（以下、「本市」という。）が豊中市立（仮称）南校建設事業（以下、「本事業」という。）の実施にあたって行う、公募型プロポーザル方式による優先交渉権者の選定方法及び審査における評価基準等を示すものです。

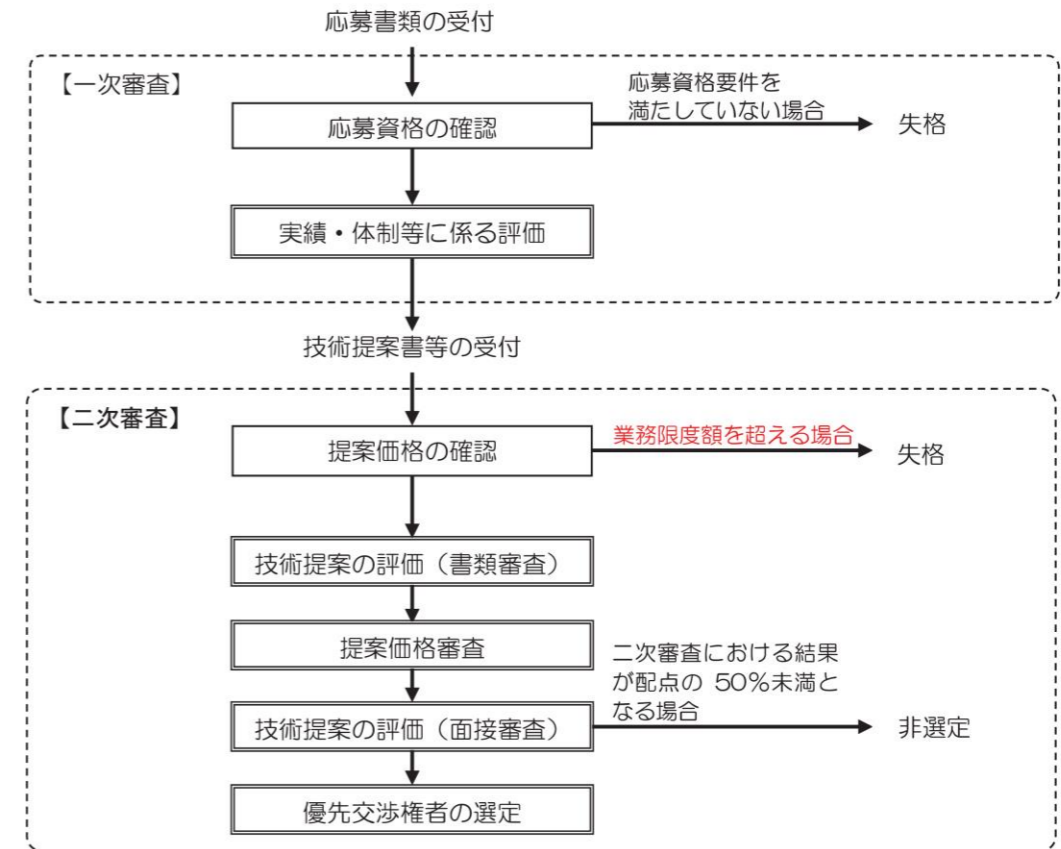
(2) 事業者選定委員会の設置

事業者選定の審査については、外部委員で構成する事業者選定委員会を設置し、一次審査（書類審査）及び二次審査（書類審査及び面接審査）において審査を行い、優先交渉権者及び次点候補者を選定します。

(3) 審査の流れ

審査は、次のとおり実施し、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た事業者を優先交渉権者として選定します。

ただし、二次審査における結果が配点の50%未満（75点未満）となる提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者及び次点候補者として選定しません。



【凡例】

